

環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第1 環境影響評価法施行令の一部改正

- 1 環境大臣が環境影響評価に係る書類等を公開することができる期間を定める。（第一条関係）
- 2 環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行う。（第一条関係）

第2 電気事業法施行令の一部改正

改正法の施行に伴う所要の改正を行う。（第二条関係）

第3 施行期日

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）